

償却資産の申告をお願いします。

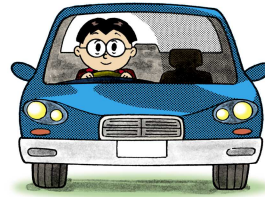
固定資産税は、土地・家屋だけでなく、事業を営んでいる方の事業用資産(償却資産)にも課税されます。
毎年1月1日現在、江戸川区内にお持ちの事業用資産は、都税事務所に申告が必要です。

固定資産税(償却資産)の対象とはなりません。＝ 申告不要

土地・家屋 ＝ 固定資産税



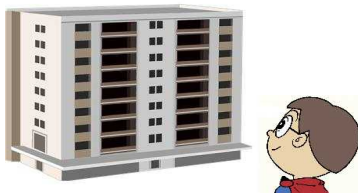
車 ＝ 自動車税・軽自動車税



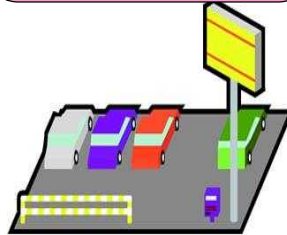
大型特殊自動車・
構内運搬車・貨車などの
車両及び運搬具は
償却資産となります。

固定資産税(償却資産)の対象です。＝ 申告が必要な資産の例

賃貸マンション・アパート等の
ルームエアコン、
フェンス等の外構工事



路面舗装・駐車場設備
看板(ネオンサイン)



パソコン・コピー機



賃借人が設置した
建築設備・内装



陳列ケース・厨房設備



受変電設備
電力・ガス等の引き込み工事



その他、詳しくは【主税局HP】をご覧ください。
http://www.tax.metro.tokyo.jp/shisan/shokyak_sis.html
お問い合わせは 江戸川都税事務所 償却資産係 TEL (3654) 2151 (代)
青色申告会でも、相談ができます。



平成25年度の
申告書提出期限

1月31日(木)

※ 資産の多少にかかわらず、ご申告が必要です。